

富山市マルチハビテーション推進事業補助金交付要綱

令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市マルチハビテーション推進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）、民法（明治29年法律第89号）の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 富山県外在住 富山県外に住所があることをいう。
- (2) 滞在 一定期間留まることをいう。
- (3) 所得税非課税世帯者 所得税を納付した者がいない世帯の世帯員又は、年間所得額が38万円を超える者がいない世帯の世帯員をいう。

(補助対象の区域)

第3条 この要綱による補助事業の対象区域は別表第1及び別図第1で定める「まちなか」とする。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は1件1住戸につき25万円とし、補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）に、富山市在住の3親等以内かつ65歳以上の者がいる場合は、10万円を上乗せするものとする。

2 前項の補助金の交付は、原則として1人かつ1住戸につき1回限りとする。

(補助金の交付対象者)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けることができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 富山県外在住の個人で所得税非課税世帯者でない者
- (2) 自ら滞在するための一戸建て住宅を建設又は購入若しくは分譲共同住宅を購入し取得している者
- (3) 前号における住宅に滞在し3年間は賃貸・転売しない者

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第4条第1項の規定により、補助申請者は、富山市マルチハビテーション推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 提出図書一覧表
- (2) 申請内訳書
- (3) 住民票の謄本
- (4) 源泉徴収票、納税証明書等（所得税を課税されていることがわかる書類）
- (5) 建物の売買契約書又は、工事請負契約書
- (6) 住宅の登記簿謄本
- (7) 建築基準法に基づく検査済証の写し
- (8) 補助金の上乗せを受けようとするものについては、該当要件のわかる書類
- (9) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、住宅の取得に関する登記の日から1年以内に提出しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、同項の申請をすることができない。

(1) 当該住宅が建築基準法、都市計画法、その他本市のまちづくりに関する条例等の

規定により受けた必要な措置を講ずるための指導又は勧告に従っていない者で、当該

指導又は勧告に従わないことにつき正当な理由がないと市長が認める場合

(2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下、「暴力団」という。）及び同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

(4) 前各号に掲げる者のほか、市長が別に定める要件に基づき補助金の交付をするこ

とが不適當であると認められる者

（交付決定等）

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは、補助金の交付の決定及びその額の確定をするものとする。

2 規則第19条の規定により、規則第5条の交付の決定及び規則第13条の額の確定の手續を併合するものとする。

3 前項の規定による通知は、富山市マルチハビテーション推進事業補助金交付決定通知書兼額確定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(補助金の交付)

第8条 市長は、前条に規定する通知の後、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた補助申請者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の使途が、暴力団の利益になるものと認められるとき
- (3) 補助金交付決定通知日から3年以内に、補助該当住戸を他者へ転売又は賃貸の用に供したとき
- (4) その他市長が相当の理由があると認めたとき

2 市長は、交付を取り消したときは、速やかに、その旨を補助申請者に富山市マルチハビテーション推進事業補助金交付決定取消し通知書（様式第3号）で通知しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 市長は、交付決定者が前条の規定により補助金の交付を取り消されたときは、既に支払われた補助金の一部又は全額について、期限を定めて当該交付決定者に対し、文書を交付してその返還を請求するものとする。

2 前項の規定により補助金の返還の請求を受けた交付決定者は、当該補助金を市長が定める期限までに返還しなければならない。

(細則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 まちなかの区域

1 全地域でまちなかの区域に含まれる町名

安住町、一番町、越前町、大手町、桜町一丁目～二丁目、新桜町、新総曲輪、総曲輪一丁目～四丁目、西町、本丸、丸の内一丁目～三丁目、牛島町、牛島本町一丁目、内幸町、神通本町一丁目～二丁目、新富町一丁目～二丁目、宝町一丁目～二丁目、安田町、七軒町、芝園町二丁目、諏訪川原一丁目～三丁目、土居原町、平吹町、舟橋北町、舟橋南町、荒町、今木町、蛭町、小島町、桜木町、桜橋通り、白銀町、新川原町、砂町、千歳町一丁目～二丁目、常盤町、豊川町、八人町、日之出町、本町、石倉町、梅沢町一丁目、上本町、五番町、三番町、辰巳町一丁目～二丁目、中央通り一丁目～三丁目、堤町通り一丁目～二丁目、古鍛冶町、南新町、南田町一丁目～二丁目、室町通り一丁目～二丁目、泉町一丁目～二丁目、北新町一丁目～二丁目、千歳町三丁目、東田地方町一丁目～二丁目、向川原町、柳町一丁目～四丁目、弥生町一丁目～二丁目、大泉町三丁目、清水町一丁目～九丁目、太田口通り一丁目～三丁目、山王町、中野新町一丁目、星井町一丁目～二丁目、相生町、千石町一丁目～五丁目、西四十物町、西山王町、旅籠町、堀端町、桃井町一丁目～二丁目、赤江町、牛島新町

2 一部の地域がまちなかの区域に含まれる町名

愛宕町一丁目～二丁目、明輪町、磯部町一丁目、鹿島町一丁目～二丁目、芝園町一丁目、安野屋町二丁目、梅沢町二丁目～三丁目、稲荷町一丁目、於保多町、東町一丁目～三丁目、旭町、雄山町、星井町三丁目、磯部町二丁目～四丁目、長柄町一丁目～三丁目、西田地方町一丁目～二丁目、湊入船町

別図第1 まちなかの区域図

まちなかの区域は「都心地区」とする。

「都心地区」は、東側をしののめ通り、南側をあざみ通り、西側をけやき通り、北側を北陸新幹線、いたち川、ブルバール、富岩運河環水公園で囲まれる面積約436haの地区とする。

